

電気・ガスの契約にご注意！

平成28年に電力の小売全面自由化が、平成29年にはガスの小売全面自由化が行われ、その後、電気は5年、ガスは4年が経過しました。その後、電気やガスに関する相談が増えています。

相談事例

自営業であり、2カ月程前に従前の電力会社の電気料金が高額になったことがきっかけで、複数社から相見積もりを取り、市場連動型の電力会社に契約変更した。ところが月に3万円程度だった電気料金が突然15万円の請求になり驚いた。価格が変動するとの説明は受けていたが、ここまで高額になることは聞いていない。支払わなければならないか。（相談者：40歳代 男性）

アドバイス

- 各電力・ガス会社にコロナウイルスやスポット市場高騰の状況に配慮した柔軟な対応を要請しています
- 電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、確認しましょう
- 勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう
- 検針票の記載情報は慎重に取り扱しましょう
- 契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります
- 電力の契約先が変わるなどの通知が来た場合にはよく内容を確認しましょう
- 契約している電力会社が事業撤退する場合等でもすぐには電気は止まりませんが、お早めに電力会社の切り替え手続きを行ってください
- 困った場合にはすぐに相談しましょう

（国民生活センターの発表情報を参考にしました）

少しでも疑問を感じたら、すぐに消費生活センターへ相談を！

あきらめないで、消費生活センターにご相談ください。

【問い合わせ先】

伊奈町消費生活センター ☎048-721-2111（内線 2234）

月曜日から木曜日 （10時～15時）

消費者ホットライン ☎（市外局番なし）188

経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口 03-3501-5725